

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和5年5月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	・国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する異動報告や連携業務として所得調査等を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請・学生納付特例申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤被保険者台帳の照会・異動 ⑥年金受給者台帳の照会・異動 ⑦その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の47の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	焼津市健康福祉部国保年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1114
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425－8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626－2151	焼津市市民部保険年金課 425－8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626－1114	事前	
平成28年12月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民年金に関する法律及び条例に基づき、国民年金の年金事務所の異動報告や連携業務として所得調査等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照) ①異動内容の届出。 ②免除申請書、学生納付特例申請の発行。 ④被保険者台帳の照会・異動。 ⑤年金受給者台帳の照会・異動。	・国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する異動報告や連携業務として所得調査等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請・学生納付特例申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤被保険者台帳の照会・異動 ⑥年金受給者台帳の照会・異動 ⑦その他上記に関連する業務	事後	事務の訂正
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署 所属長	保険年金課長 藤田 保志	保険年金課長	事後	
令和1年6月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425－0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054－623－4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425－0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054－623－4791	事後	
令和1年6月14日	Ⅳリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事後	
令和1年11月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和1年11月1日	事後	日付の訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の47の項	番号法第19条第8号 別表第二の47の項	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部保険年金課	健康福祉部国保年金課	事後	
令和3年8月11日	評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長	国保年金課長	事後	
令和3年8月11日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市市民部保険年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1114	焼津市健康福祉部国保年金課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1114	事後	
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	Ⅱ-1 時点 Ⅱ-2 時点	令和1年11月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年5月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	Ⅱ-1 時点 Ⅱ-2 時点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	